省令

○総務省令第十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項の規定に基づき、地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部を改正する省令

地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和二十八年総理府令第九十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　太陽光発電設備	所在する市町村に配分する。ただし、当該設備の水平投影面が二以上の市町村にわたる場合にあつては、当該水平投影面の面積に按分する。

本則の表鉱業所等に係る償却資産の項第四号中「装置を設置する場所」を「装置の水平投影面」に、「当該場所の」を「当該水平投影面の」に、「あん分」を「按分」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則本則の表電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）の項第三号の規定は、この省令の施行の日以後に行われる地方税法第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定による固定資産の価格等の配分について適用する。

○財務省令第十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第一項第八号中「を含む。）」の下に「若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六まで」を加え、「第七十条の九第三項」を「第六十九条第二項」に改める。

附　則

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○環境省令第八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

環境大臣　望月　義夫

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号及び第十七条の二第三号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。